平成２２年（フ）第７４０号
盛岡市三ツ割字更ノ沢87番地76
債務者　菊地　晶子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７４３号
盛岡市境田町４番52号　シティ境田205号、旧住所盛岡市境田町３番31号
債務者　三上　　賢
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７４４号
盛岡市山岸５丁目１番20号　サン・ライフ山岸204号
債務者　前田　和也
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４９７号
大阪府池田市宇保町７番２号
債務者　廣嶋　英昭
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６１８号
大阪市平野区瓜破西３丁目３番26号　プリムヴェール瓜破303号
債務者　谷村賢一郎
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０４４号
住民票上の住所大阪市住吉区山之内４丁目16番25号
債務者　石原　伸一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７９１号
大阪市城東区野江１丁目７番24―902号、前住所大阪市城東区野江２丁目10番８―503号
債務者　溝渕　静香（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８２４号
大阪府大東市平野屋２丁目４番11号　ハピネス39―202号
債務者　大村　朱里（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８７５号
大阪府八尾市高美町３丁目１番47号
債務者　吉形　清志
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８０号
大阪市東住吉区杭全７丁目13番11号
債務者　岡村　綾乃
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１３９号
大阪市福島区野田３丁目４番13号メゾン・ド・フルール302号
債務者　岩崎　　博
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１４６号
大阪府枚方市中宮北町１番25―503号
債務者　井上　輝夫
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３７号
大阪府守口市京阪本通１丁目１番11号
債務者　横田　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３０６号
大阪市東成区深江北２丁目３番３号　マキシム深江橋301号
債務者　平澤　和彦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３３７号
大阪府高槻市富田町２丁目23番２号
債務者　柿本　和浩
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３６０号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目12番地の１１―202
債務者　大古閑亜耶
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３７４号
大阪府枚方市伊加賀栄町24番10―202号
債務者　小田　裕之
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３９６号
大阪府枚方市養父丘２丁目７番27号
債務者　齋藤眞利子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部